岩手県告示第 662 号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和 39 年厚生省令第 8 号)第 1 条に規定する救急病院である。 平成 18 年 5 月 26 日

岩手県知事 増 田 寛 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期 限
社団医療法人久仁会内丸病院	盛岡市本町通一丁目 12番7号	平成 21 年 5 月 19 日
盛岡医療生活協同組合川久保病院	盛岡市津志田 26 地割 30 番地 1	平成 21 年 5 月 19 日
国民健康保険藤沢町民病院	東磐井郡藤沢町藤沢字町裏 52 番地 2	平成 21 年 5 月 29 日